**医療法人設立認可手続きの手引き**

１　医療法人の設立申請者

医師又は歯科医師で下記欠格事項（第46条の４第２項（医療法第46条の５第５項において準用する場合を含む。））に該当していない方は申請することができます。

ア　成年被後見人又は被保佐人

イ　医療法、医師法、歯科医師法及び関係法令により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない方（現在及び過去２年間罰金以上の刑を受けている方）

ウ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの方（刑が執行されているか執行猶予期間中の方）

２　定款、寄附行為（法第４４条第２項）　  
　　厚生労働省のモデル定款、寄附行為に準拠していることが必要です。

３　資産要件（法第４１条）

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人は、これらの施設に必要な施設、設備又は資金を有していなければなりません。

　(1) 基金（社団に限る）

医療法人の非営利性の徹底に伴い、持ち分の定めのない社団医療法人の活動の原資と なる資金の調達手段として、定款の定めるところにより基金の制度を採用することができます。

（４参照）

　(2) 拠出（寄附）財産

　　　基金への拠出（寄附）財産は、拠出（寄附）者に所有権のあるもので、法人に拠出（寄附）するのが適切なものでなければなりません。

　(3) 負債の承継

　　 法人の設立に際して、基金への拠出（寄附）すべき財産が法人にとって不可欠の場合、その財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができます。ただし、法人成り前の運転資金、消耗品類など負債が従前の所有者が当然負うべきもの、あるいは法人の健全な管理運営に支障を来すおそれのあるものは、引き継ぐことができません。

４　基金

　持ち分の定めのない社団医療法人は、病院等の開設に必要な資金を調達するため、基金を設けることができます。基金は、これまでの出資に代わるものですが、出資は出資者の求めに応じて返還するものでしたが、基金は契約により必ず返還すべきものとされています。

なお、特定医療法人、社会医療法人については、基金を設けることができません。（H19.3.30日付医政発第0330051号 厚生労働省医政局長通知「医療法人の基金について」参照）

(1) 基金の手続の流れ

H19.3.30日付医政発第0330051号 厚生労働省医政局長通知「医療法人の基金について」のとおり

(2) 設立時社員は、基金の募集等に関する事項について、定款に定めなければなりません。（医療法施行規則第３０条の３７）

また、①募集に係る基金の総額、②金銭以外の財産を拠出の目的とするときは内容や価額等、③基金の拠出に係る金銭の払込期日、などの募集事項を設立時社員全員の同意を得て決定しなければなりません。

　　　なお、金銭以外の財産を拠出する目的の場合で総額が５百万円以上の場合は、現物拠出財産の価額が相当であることについて、弁護士等の証明（不動産の場合は併せて不動産鑑定士の鑑定評価）が必要です。

(3) 設立時社員は、募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする方に対して、法人の名称、募集事項、払込み場所、拠出者の権利規定などを通知しなければなりません。

また、基金の引受けの申込みをする方は、住所、氏名（名称）、引き受けようとする金額を記載した書面を設立時社員に交付します。

(4) 申込みを受けた設立時社員は、割り当てる者・割り当てる金額を決定し、払込期日の前日までに申込者に対し、申込者に割り当てる基金の額を通知しなければなりません。

(5) 基金の引受人は、期日又は期間内に、金銭の払込み又は現物の給付を行わなければなりません。現物の給付をすべき場合において、社員全員の同意があるときは、登記等第三者に対抗するために必要な行為は、法人の成立後にすることができます。

また、基金の引受人は、払込み等の債務と社団医療法人に対する債権とを相殺することができません。

(6) 基金の引受けは、社員であるなしにかかわらず誰でも可能です。

(7) 基金の返還は、貸借対照表上の純資産額が医療法施行規則第３０条の３８に規定されている額を超える場合において、定時社員総会の決議によって行うこととされています。

(8) 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金（取り崩すことができない）として計上しなければなりません。

また、基金の総額及び代替基金は、総額及び代替基金は、貸借対照表の純資産の部に科目を設けて計上することとされています。

(9) 基金の返還には、利息をつけることができません。

５　役員（法第４６条の２、第４６条の３、第４６条の４、第４６条の５、第４６条の６）

　　医療法人は、理事及び監事を役員として置くことが必要です。

　・１のア～ウ（「欠格事項」）に該当する方は役員になることができません。

　・役員は自然人に限られます。また、未成年者は望ましくありません。

・非営利性の観点から、ＭＳ(メディカルサービス)法人等当該医療機関と関係のある営利法人の役員は、医療法人の役員になれません。

・役員の任期は２年を超えることはできませんが、再任はできます。

　(1)理事

　　・法人には３人以上の理事を置きます。

・理事は、法人の事務を執行します。

　　・病院や診療所等の管理者は、原則として理事にならなければなりません。

　　・社団の場合、理事は社員から選出しますが、社員以外の方が就任しても差し支えありません。ただし、実際に法人運営に参画できない方が、名目的に選任されることは適当ではありません。

(2)理事長

　　・理事長は、法人を代表し、業務を総理します。

・理事長は、理事の中から互選されます。

　　・理事長は、医師又は歯科医師であることが必要です。

　(3)監事

　　・法人には、１人以上の監事を置きます。

・監事の職務は、理事の業務執行状況や法人財産の状況などの監査、監査報告書の作成、違反についての監督官庁への報告などです。

・監事は、理事又は医療法人の職員を兼任することはできませんが、社員であっても差し支えありません。

　　・理事と親族等の特殊の関係がある方は就任できません。

・会計経理の基本的知識を有する方でなければなりません。

６　社員（設立者）

・社員は、社員総会の構成員で、社団の存立の基礎をなす方々をいいます。従業員ではありません。

　・社員は、原則として三人以上としてください。

　・基金を拠出していない方でも社員になれます。

　・医療法人や株式会社等法人は、社員にはなれません。

７　医療法人の名称

　・通常、「医療法人社団（又は「財団」）○○会」という名称を使うこととされています。病院又は診療所を一つだけ開設する法人の場合は、「医療法人○○病院（診療所）」という名称も差し支えありません。

　・既存の医療法人（特に同じ市町内の法人）の名称と、同一又は紛らわしい名称は避けてください。

・国名、都道府県名、及び市町名は使用しないでください。また、「○○センター」「○○研究所」など誇大な名称、わかりにくい名称は用いないでください。

・取引会社等関係がある法人の名称は用いないでください。

８　その他

　 次の場合は、第５４条（剰余金配当の禁止）に抵触するおそれがあるので、注意を要します。

　（事例）

　　○高額な土地・建物の賃借料

近隣の土地・建物等の賃借料と比較して高額なものである場合には、剰余金配当の禁止に抵触するおそれがあるので、賃借料設定には注意を要します。